

# 重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようとかんがえている訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、訪問介護サービス提供契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

## 1 訪問介護サービスを提供する事業者について

事業社名称	(有) ケアサービス丸亀
代表者氏名	代表取締役 鈴岡 泰彦
本社所在地 (連絡先)	香川県 丸亀市 津森町 100-1 0877-24-3527

## 2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	(有) ケアサービス丸亀指定訪問介護事業所
介護保険指定 事業者番号	3770200156
事業所所在地	香川県丸亀市中府町2丁目4-30
連絡先 相談担当者名	0877-24-3527 福井 和美
事業所の通常の 事業実施地域	丸亀市 坂出市 善通寺市 多度津町 宇多津町

### (2) 事業所の目的および運営方針

事業所の目的	当社は要介護状態にある高齢者に対し適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。
運営方針	要介護者の特性をふまえ自立した日常生活を営むことができるよう関係各所と綿密な連絡をとりサービスの調整を行う。

(3) サービス提供可能な日時と時間帯

営業日	月曜日から日曜日まで 12/31 から 1/3 は休業
営業時間	24 時間体制

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで 12/31 から 1/3 は休業
営業時間	午前 7 時から午後 7 時 但し電話などによる連絡は 24 時間体制

(5) 事業所の職員体制

事業所の管理者	福井 和美
---------	-------

職種	職務内容	人員数
サービス提供責任者	ヘルパー管理、調整	3 名
訪問介護職員	在宅介護	常勤 3 名 非常勤 17 名
事務職員	受付 連絡業務	1 名

3 提供するサービスの内容と料金および利用料について

(1) 提供するサービスの内容について

(身体介護) サービスの内容
食事介助、入浴介助、排泄介助、移動介助、自立支援 体位変換、着替え、整容、清拭、薬助介、口腔ケア ディ準備
(生活援助) サービスの内容
調理、買物、掃除、洗濯、整頓、火元確認、ゴミ出し

当事業所は 初回加算 緊急時訪問介護加算 を算定します

尚、① 身体介護など、利用者様の身体に直接触れるときは、利用者様への感染予防のため、ゴム手袋を着用させていただきますことをご了承ください。

また、厳寒時、インフルエンザ、新型コロナウイルスなどが流行している場合は、利用者様への感染予防のためマスクを着用する場合がありますのでご了承ください。

② 自然災害が発生し〔台風 大地震 水害 積雪など〕ヘルパーの移動に危険を伴う場合、訪問できないことがありますのでご了承ください。

③ ヘルパー業務として マッサージ 指圧 リハビリ訓練は禁止されておりますので、ご了承ください。

④ また、医療行為〔痰取り 浣腸〕は、医師の指示書等 制約がありますので、当社では、ヘルパー業務として行いませんので、ご了承ください。

⑤ 身体的拘束等は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合に限りです。

身体的拘束等を行う場合には実施状況を記録いたします。

#### 4 その他の費用について

①交通費	利用者の居宅が、通常の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。
②キャンセル料	当日のキャンセルのみ1000円のキャンセル料を請求いたします。
※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。	
③サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。
④ 介護職員処遇改善加算	利用者負担分〔10%〕+介護職員処遇改善加算〔22.4%の1/10〕

#### 5 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求	ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
	イ 請求書は、利用明細を添えて翌月の15日までに利用者にあてお届けします。
② 利用料、その他の費用の支払い	ア サービス提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">利用者指定口座からの自動振替</div>
	イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払分をお支払いいただくことになります。

#### 6 担当ヘルパーの変更をご希望される場合の相談窓口

利用者のご事情により、担当ヘルパーの変更をご希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 福井 和美
	イ 連絡先電話番号 24-3527
	同 ファックス番号 24-3278

	ウ 受付日および受付時間 月曜日から土曜日 8時から18時まで
--	------------------------------------

※ 担当ヘルパーの変更に関しましては、ご利用者のご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

## 7 秘密の保持と個人情報について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後及び、ヘルパーが退職後も継続します。
③ 個人情報の保護について	事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においての家族の個人情報を用いません。 事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 8 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (2) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

### 緊急時の方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

### サービス提供に関する相談、苦情について

当社は、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及家

族に説明をいたします。尚 発生事例については、社員間で情報を共有し、サービスに支障がないように、研修を行います。

【事業者の窓口】 (有) ケアサービス丸亀 担当 福井 和美	所在地 香川県丸亀市津森町100-1 電話番号 24-3527 ファックス番号 24-3278 受付時間 午前7時から午後7時
【市町村の窓口】 丸亀市役所	所在地 丸亀市大手町2-3-1 電話番号 0877-24-8831 受付時間 9時から17時
【公的団体の窓口】 香川県国民健康保険連合会	所在地 高松市福岡町2-3-2 電話番号 087-822-7431 受付時間 9時から17時